

平成 25 年 2 月 6 日
総務部行政管理課

平成 25 年 4 月 1 日付け組織変更案について

1 組織変更の骨子

(1) 中心市街地のさらなる整備に向けた組織強化

市街地再開発事業を着実に推進するため、都市整備部「まちなか整備課」と市長政策室「政策企画課 中心市街地活性化推進室」を統合し、臨時的組織として部級の「中心市街地整備室」を設置します。

(2) 市民の安全・安心の確保に向けた体制強化

原子力防災も含めた総合的な危機管理体制を構築するため、「危機管理防災本部」と「原子力安全対策室」を統括する理事職として「原子力・防災統括監」を設置します。

(3) 新たな産業立地と観光交流の推進に向けた商工部の組織強化

ア 企業誘致に加え、新エネルギーを活用した産業立地や立地企業の拡張支援をさらに進めるため、「産業立地課」を設置します。
イ 特産品の開発など地域の宝を生かし、交流の促進や長岡の知名度のさらなる向上を図るため「観光企画課」を設置します。
ウ 長岡まつりの充実や大規模な地域イベントの活性化を図るため、「まつり振興課」を設置します。

(4) 財産管理の強化に向けた組織構築

市有施設の計画的保全を含め、総合的に財産管理を進めるため、財務部「用地管財課」を「管財課」に改編し、施設マネジメントに関する業務を都市整備部施設政策課から移管するとともに、用地取得業務を土木部土木政策調整課に移管します。

(5) 住宅政策の一体的な推進に向けた組織構築

空き家対策、まちなか居住促進、市営住宅の営繕など、住宅政策を一体的に推進するため、都市整備部「施設政策課」を「住宅施設課」に改編します。

2 手続き

2月臨時市議会に「部制条例」の一部改正を上程します。(平成25年4月1日施行)

組織変更する部課

- ・新設する部 中心市街地整備室(臨時的組織)
- ・新設する課 管財課、産業立地課、観光企画課、まつり振興課、住宅施設課
- ・廃止する課 用地管財課、企業誘致課、観光課、まちなか整備課、施設政策課